

平成 19 年 11 月 20 日

厚生労働省 御中

規制改革会議

規制改革会議重点事項推進委員会 混合診療に関する質問事項

保険診療と保険外診療を併用する、いわゆる「混合診療」問題については、平成 16 年 12 月、厚生労働大臣と規制改革担当大臣の間で、「いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意」が締結された。

その後、健康保険法を改正する際に、「薬事法の認可」要件が加わったため、最先端の医療の保険外併用ができないという問題が発生しており、また、保険外併用が可能となる先進医療についても事前承認制となっていることにより、依然として保険外併用は大きく制約されている。

当会議としては、これらの問題を解消し、多くの国民が、幅広く先進的な医療を受けることができるよう、改めて、混合診療の全面的解禁について検討を進めるべきと考える。

については、下記項目について、厚生労働省殿のご見解を、文書にてお示し頂きたい。

1. 事前承認制を改め、患者の自由な選択により保険診療と保険外診療を制約なく併用できる「混合診療の全面解禁」を行うべきと考えるが、貴省のご見解をお示し頂きたい。
2. 平成 16 年の基本的合意に基づき、保険外併用が可能となった先進医療については、承認された医療技術数、申請数に占める承認された割合等の面で、運用が低調であると考えているが、貴省の評価をお示し頂きたい。
3. 混合診療の禁止により、一部の富裕層のみが、患者全額負担となる自由診療で、最先端の医療技術を享受することになる。これは、被保険者の正当な権利保障、加入者間の公平の観点から問題があり、医療における患者間の格差を助長させると考えるが、貴省のご見解をお示し頂きたい。
4. 医療の安全性確保という議論は、自由診療も含めた、医師による治療全てについて検討することが筋であり、保険の議論である混合診療の議論とは切り離すべきである。安全性確保のための方策としては、情報の非対称性を解消する施策や、不要・高額治療の押し付けに対する民事・刑事の責任を問える法整備を

行うべきと考えるが、貴省のご見解をお示し頂きたい。

5. 混合診療が進めば、新しい治療法や薬を試みやすくなり、患者の治癒可能性が飛躍的に高まるとともに、保険診療の可否を決するための臨床事例を多数収集することにも資すると考えるが、貴省のご見解をお示し頂きたい。また、現制度において、特定療養費制度の下では必要とされず、基本的合意でも言及されていない「薬事法認可」が要件とされ、医療技術の進歩に支障が生じていることに対する貴省のご見解をお示し頂きたい。
6. 健康保険法上、保険外併用療養費以外で混合診療が禁止されている、法律上の根拠をお示し頂きたい。

以上